

## 平成31年度

### 埼玉県高等学校等奨学金申請のしおり

高校生等に修学のための費用として  
無利子で奨学金をお貸しする制度の御案内です。  
連帯保証人は不要です。

※新入生のうち、中学校3年生時にすでに埼玉県高等学校等奨学金の貸与資格を認定された方は対象外です。



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

#### 【申請方法】

申請書類を在学する学校へ提出してください。

#### 【提出期限】

平成31年4月の在学する学校が指定する日

- この奨学金制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、品行方正で学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。
- **この奨学金は保護者の方にお貸しするのではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた本人は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。**  
貸与を希望する方は、奨学金の返還義務を十分理解した上で申請してください。

#### 問い合わせ先

埼玉 高校 奨学金



〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-822-5670

FAX 048-833-0497

メール a6630-06@pref.saitama.lg.jp



# 目次

◇◆奨学金の申請に関するお知らせ◆◇	1
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	2
2 対象となる生徒	3
3 所得基準	3
4 奨学金の種類と貸与の額・期間	4
I 奨学金の種類と貸与額について	
II 貸与期間	
III 貸与方法	
5 返還	6
I 返還について	
II 返還猶予	
III 返還免除（又は一部免除）	
6 申請と審査	7
I 申請方法及び書類	
II 審査と貸与資格認定	
III 申請前の最終確認	
7 よくある質問	10
○ 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額記載書類一覧（市町村別）	12
○ 申請書記入例	13
<b>届出書類様式</b>	
○ 奨学金貸与資格認定申請書（新規・在校生用）（様式第1号（2））	
○ 奨学金貸与辞退（申請取り下げ）届（様式第4号）	

## ◆◆奨学金の申請に関するお知らせ◆◆

～必ずお読みください～

奨学金の申請にあたっては、以下の点にご注意ください。

- この奨学金制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、品行方正で学習意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。
- この奨学金は、保護者の方にお貸しするのではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた本人は、将来必ず返還しなければなりません。
- この奨学金の貸与資格認定にあたっては、生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。審査の結果、貸与資格認定を受けられない場合があります。

また、申請内容によっては、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。



## 1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ

平成31年4月の在学する学校が指定する日まで(※おおむね4月下旬まで)

- ① 在学する学校へ申請書類を提出します。

申請書と必要書類を揃えて学校へ提出します。(必要書類は7ページを参照してください。)  
提出期限は、在学する学校に確認してください。  
在学する学校がとりまとめて埼玉県教育委員会へ提出します。

平成31年6月上旬

- ② 埼玉県教育委員会から貸与資格の審査結果を通知します。

生徒からの申請に基づき、埼玉県教育委員会で貸与資格の審査を行います。

埼玉県教育委員会は、在学する学校を通じて申請者(生徒)へ貸与資格の審査結果を通知します。  
貸与資格が認定された申請者(生徒)へは、併せて埼玉りそな銀行で奨学金の借入(契約)手続を行うための書類を送付します。

平成31年6月上旬～8月30日(金)

- ③ 埼玉りそな銀行で借入(契約)手続を行います。

貸与資格が認定された申請者(生徒)は、埼玉りそな銀行と契約を結び、奨学金の貸与を受けます。

借入(契約)手続完了後、月の7日または23日<sup>※</sup>に、認定された種類の奨学金の貸与を受けます。(埼玉りそな銀行の生徒名義の口座へ振込)

貸与は、最も早く平成31年6月24日(月)です。

※ 7日または23日が埼玉りそな銀行の休業日の場合、入金は翌営業日になります。

平成32年4月上旬～中旬

継続して奨学金の貸与を希望する方へ

○平成32年4月以降も高等学校等に在学し、引き続き月額奨学金の貸与を希望する場合には、改めて在学高等学校等で申請が必要です。

高等学校等卒業後

- ④ 高等学校卒業予定月の4年6カ月経過後から返還を始めます。

奨学金の返還は「埼玉りそな銀行」へ行います。返還開始時期が近づきましたら、埼玉県教育委員会よりお知らせします。

貸与を受けた奨学金は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。

## 【重要！！】必ずお読みください。

- 申請者（＝貸与を受ける者）は、生徒本人です。
- **埼玉りそな銀行で借入手続を行う際、すべての親権者の署名、捺印が必要です。**  
戸籍上のすべての親権者に署名、捺印いただけない場合、貸与を受けることができません。また、**親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行く必要があります。**  
例えば、両親が離婚し、生徒本人が親権をもたない親と生活している場合であっても、「戸籍上の親権者」の署名、捺印が必要になりますので、御注意ください。
- 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入れはできません。また、その確認に時間を要し、御希望日に入金できない場合もありますので御了承ください。
- 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県は申請書により取得した個人情報当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

## 2 対象となる生徒

以下のすべての要件に該当する方が対象です。

- (1) 高等学校等<sup>※1</sup>に在学すること
- (2) 保護者が埼玉県内に居住していること
- (3) 品行方正であって、学習意欲があり<sup>※2</sup>、経済的理由により修学が困難<sup>※3</sup>であること

- (1)～(3)の要件については、生徒本人の申請に基づき、埼玉県教育委員会が審査を行います。審査の結果、貸与資格認定を受けられない場合があります。
- ※1 「高等学校等」について  
埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程（対象校のみ<sup>※</sup>）を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。  
※ 専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。
- ※2 「品行方正であって、学習意欲があり」について  
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として  
**在学する学校の校長から推薦を受ける**必要があります。
- ※3 「経済的理由により修学が困難」について  
埼玉県教育委員会が定める所得基準を満たす必要があります。（4ページ参照）

## 3 所得基準

以下の世帯が所得基準を満たします。

- (1) 児童扶養手当受給世帯（ひとり親）
- (2) 生活保護受給世帯
- (3) **世帯の住民税所得割額（保護者とその配偶者の合計）が次表の基準額以下の世帯**  
（世帯年収の目安…両親と学生2人の4人世帯の場合、約830万円以下）

世帯の平成30年度住民税所得割額の基準額 <sup>※1</sup>		
世帯の人数 <sup>※2</sup>	小・中・高・大学生等が 2人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3人以上の世帯
1人	123,300円	-
2人	280,300円	-
3人	328,600円	606,800円
4人	448,400円	809,000円
5人	603,100円	1,065,400円
6人	676,000円	1,191,200円
7人	732,400円	1,294,800円
8人	840,300円	1,456,800円

- ※1) 保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は0円とします。
- ※2) 「世帯の人数」は、①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数のことです。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。
- 保護者の死亡、失職、離別等により、収入が減少した場合（家計が急変した場合）は、住民税所得割額を再計算し、審査を行います。詳細は埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

## 4 奨学金の種類と貸与の額・期間

### I 奨学金の種類と貸与額について

奨学金の種類は、「月額奨学金」と「入学一時金」があります。

貸与額は、在学する学校の国公立・私立の別と奨学金の種類に応じて、下記の①～③（入学一時金は①～②）から、選択します。

貸与を希望する金額は、申請者本人（生徒本人）が申請時に選択してください。また、奨学金の種類及び金額は、後で変更することができないので、慎重に決めてください。

**埼玉県高等学校等奨学金は、貸与です。高等学校等卒業後に必ず返還しなければなりません。**

区 分	月額奨学金 12か月分	入学一時金 <sup>※</sup>
国公立高等学校等	①180,000円（15,000円/月） ②240,000円（20,000円/月） ③300,000円（25,000円/月）	① 50,000円 ②100,000円
私立高等学校等	①240,000円（20,000円/月） ②360,000円（30,000円/月） ③480,000円（40,000円/月）	①100,000円 ②250,000円

※ 「入学一時金」は、新入生のみが選択可能です。

## II 貸与期間

貸与資格を認定する期間は、平成31年4月から平成32年3月までの1年間です。

※ 平成32年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

## III 貸与方法

貸与資格の認定を受けた申請者（生徒）は、平成31年8月30日（金）までに、戸籍上の親権者のうち1名と揃って（署名、捺印は親権者全員分が必要）、埼玉りそな銀行の窓口で借入（契約）手続を行います。

奨学金は、借入（契約）手続完了後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座へ一括で入金されます。貸与日は、最も早く平成31年6月24日（月）の予定です。

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は申請者（生徒）本人です。借入（契約）手続の際、契約用の収入印紙代がかかります。貸与額により400円～1,000円になります。なお、収入印紙代については、申請により補助を行います。詳細については高等学校等卒業時に御案内する予定です。

### ○貸与額の例

私立高等学校に在学している者が月額奨学金及び入学一時金<sup>\*</sup>の認定を受け、月額奨学金40,000円と入学一時金250,000円を選択した場合

※ 入学一時金は、新生生のみが対象です。

$$\begin{aligned} & \text{(年間)} 40,000\text{円} \times 12\text{か月} + 250,000\text{円} = \mathbf{730,000\text{円}} \text{ (6月下旬以降)} \\ & \qquad \qquad \qquad \mathbf{\text{(年額)} \quad 730,000\text{円}} \end{aligned}$$

### ○返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金40,000円を3年間<sup>\*</sup>と、1年生時に入学一時金250,000円を借入した場合（※3年間借りるには毎年申請が必要です。）

$$\begin{aligned} & \text{(3年間の借入額合計)} \\ & 40,000\text{円} \times 12\text{か月} \times 3\text{年} + 250,000\text{円} = \mathbf{1,690,000\text{円}} \\ & \text{(12年間で返済する場合の1か月あたりの返還額)} \\ & 1,690,000\text{円} \div 12\text{年} \div 12\text{か月} = \mathbf{\text{(月額)} \text{ およそ} 12,000\text{円}} \end{aligned}$$

### ○あなたの場合（返還についての詳細は、6ページの「5 返還」を参照してください。）

借入額と返還額を確認してください。

（借入額合計）			
月額奨学金	貸与年数	入学一時金	合計
_____円	_____年	_____円	_____円
_____円 × 12 毎月 × _____年分 + _____円 = _____円			
（1か月あたりの返還額）			
貸与年数	合計	返還額/月	
_____年	_____年間の借入額 _____円	_____円 ÷ 12年 ÷ 12月 = 月額 _____円	

## 5 返還

### I 返還について

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。  
高等学校等卒業予定月の4年6か月経過後から、12年で返還する計画を立てます。

	内容
返還開始時期	○高等学校等卒業予定月の4年6か月経過後から返還開始
返還期間	○12年 ○借入（契約）手続き時に返還計画を立てます。 ○奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	○返還計画に沿って返還する場合には利息はかかりません。 ○正当な理由がなく期日までに奨学金の返還をしなかったときは、遅延損害金の支払義務が生じます。
返還方法	○口座引落（毎月5日） ○一定期間内に返還が行われない場合には、個人情報情報機関に事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

### II 返還猶予

大学等在学、生活保護、求職活動中や経済的理由などにより、一定の要件を満たす場合には、申出により奨学金の返還が一定期間猶予される制度があります。  
詳しくは、埼玉県教育委員会（財務課）までお問い合わせください。

### III 返還免除(又は一部免除)

奨学金は原則、返還しなければなりません。次のいずれかの場合は貸与された奨学金の返還が免除（又は一部免除）されます。

事由	免除の要件
本人が死亡したとき	申出により返還が免除されます。
高等学校等在学中の学業・スポーツ文化・ボランティア活動などで、特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が一定の要件を満たしたとき	卒業した高等学校等の校長から推薦を受けたうえで、対象者として選ばれた場合に、貸与された奨学金の返還が一部免除されます。



## 6 申請と審査

### I 申請方法及び書類

下記の表を参照し、必要な書類を在学する学校へ提出してください。

なお、審査の状況によっては、下記の表以外にも必要書類をお願いする場合があります。

	① 申 請 書	②世帯の収入を証明する書類				③ 戸 籍 謄 本	④ 住 民 票	⑤ 本 人 確 認 資 料
		(1)課税証明書		(2)児童扶養手当 受給証	(3)生活保護 決定通知書			
		保護者	配偶者					
ふたり親世帯	○	○	○			○		△
ふたり親世帯 (配偶者控除あり)	○	○				○		△
ふたり親世帯 (生活者保護受給世帯)	○				○	○		△
ひとり親世帯	○	○				○	○	△
ひとり親世帯 (児童扶養手当受給)	○			○		○		△
ひとり親世帯 (生活者保護受給世帯)	○				○	○	○	△

△…該当する場合のみ必要

※ 表の②～⑤の申請書類は封筒に入れて学校へ提出することも可能です。封筒に入れる場合、入っている書類の名称を封筒の表面に記入し、封をしてください。学校では開封されず、そのまま埼玉県教育委員会（財務課）へ提出されます。

**【提出期限】 平成31年4月の在学する学校が指定する日まで**

※ 申請書以外の書類がやむを得ない事情（戸籍謄本を遠方から取得するため時間を要するなど）で提出期限に間に合わない場合の不足書類は、2週間程度の期間を設けますので、申請書類提出時に学校へお申し出ください。この場合、審査や貸与時期が遅れることがあります。

◎学校へ提出する前にで確認してください。

#### □ ①奨学金貸与資格認定申請書(新規・在校生用)(様式第1号(2))

「生徒本人」、「保護者」欄は、必ずそれぞれ自筆で記入してください。「氏名」欄は、戸籍（又は住民票）の表記と同じにしてください。生徒本人の「電話番号」欄は保護者と同一でも構いません。「緊急連絡先」欄は生徒本人以外の成年者の連絡先を記入してください。保護者と同一でも構いません。

「貸与を希望する額」は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。また、将来の返還額についても十分に検討してください。

「世帯状況」欄には、申請者（生徒）と生計を一にする方（同居している方及び別居であっても単身赴任等の方）を全員記入してください。

記入を誤った場合は、修正液を使わずに二重線により訂正してください。（訂正印不要）  
記載漏れ、虚偽の記載があった場合は、貸与資格が認められませんので御注意ください。

□ ②世帯の収入を証明する書類  
(ア～ウのうち該当するいずれかの書類を提出してください。)

ア 「児童扶養手当」を受給するひとり親世帯の場合

◎「児童扶養手当受給証」の写し

受給者氏名、受給額、有効期限がわかるようにコピーしてください。

イ 生活保護を受給している世帯の場合

◎直近の月の「保護決定（変更）通知書」の写し

受給者氏名、その月の受給額、発行日がわかるようにコピーしてください。

ウ 上記以外の世帯の場合

◎平成30年度の住民税所得割額を証明する書類（いずれかひとつで可）

○平成30年度（平成29年所得分）課税証明書・非課税証明書（写し可）

（各市町村によって必要な証明書の名称が異なりますので、12ページを参照ください。）

○平成30年度（平成29年所得分）納税通知書（写）

○平成30年度（平成29年所得分）特別徴収税額の決定・変更通知書（写）

※ 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。

※ 原則、「保護者」とその「配偶者」の証明書類を提出してください。ただし、「保護者」の証明書類から「配偶者」が所得税法上の扶養親族であることがわかる場合は「配偶者」の証明書類は省略できます。

※ 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。

※ 源泉徴収票は、住民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

□ ③戸籍謄本(全部事項証明) ※ 申請日以前3カ月以内に発行されたもの

申請者(生徒)が入っている戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。(個人事項証明は不可)

なお、戸籍謄本の申請者（生徒）の欄に親権者として記載された方が亡くなっている場合には、その親権者の戸籍謄本又は除籍謄本を提出してください。（申請者（生徒）の戸籍謄本で分かる場合は除く。）

申請者（生徒）又は保護者が外国籍の場合は、世帯全員を記載した住民票（世帯主との続柄を省略していないもの）を提出してください。

□ ④世帯全員が記載された住民票(ひとり親世帯の場合のみ)

ひとり親世帯の場合のみ提出してください。

なお、ひとり親世帯であっても、「②世帯の収入を証明する書類」で児童扶養手当の受給証の写しを提出する方は、住民票を省略できます。

□ ⑤本人確認資料

申請者（生徒）又は保護者のうち、戸籍上の氏名と実際使用している氏名（身分証明書などに記載されている氏名）が異なる方がいる場合は、その方の健康保険証の写し、運転免許証の写し等を提出してください。申請者（生徒）又は保護者が外国籍の場合は、生徒及び保護者全員の在留カードの写しを必ず提出してください。

## Ⅱ 審査と貸与資格認定

申請に基づき、埼玉県教育委員会が審査のうえ、貸与資格の認定を行います。審査結果は、在学する学校あてに6月上旬に発送予定です。

貸与資格認定者は、埼玉りそな銀行で借入（契約）手続きを行い、手続き完了後、生徒本人の口座へ入金されます。入金は、最も早くて平成31年6月24日（月）の予定です。

申請者が多数の場合は、基準を満たしていても、貸与資格認定を受けられない場合があります。

貸与を辞退したとき、高等学校等を退学・休学したとき、保護者が県外に転居したとき、不正な手段で貸与を受けたときは、奨学金の貸与資格認定を取消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

## Ⅲ 申請前の最終確認

在籍する学校へ申請書と必要書類を提出する前に、以下のチェックリストで最終確認を行ってください。

### ①申請書について

- 申請書の「生徒本人」「保護者」欄は、それぞれ自筆したか。
- 申請書に記入漏れはないか（特に「生徒本人の電話番号」「緊急連絡先」欄）。

### ②世帯の収入を証明する書類について

- 児童扶養手当受給証の写しを提出する場合、有効期限は切れていないか。
- 生活保護の証明書を提出する場合、生活保護決定（変更）通知書のコピーか（受給者証は不可）
- 課税証明書は、平成30年度の証明書か（源泉徴収票は不可）。
- 配偶者分の証明書類を省略する場合、保護者分の証明書類において、  
配偶者が所得税法上の扶養親族であることがわかるか。

### ③戸籍謄本について

- 申請者（生徒）の戸籍の全部事項証明書か（個人事項証明書、コピーは不可）。

### ④住民票について

- 生徒本人が外国籍の場合、世帯全員を記載した住民票を提出しているか（続柄等を省略していないもの）。
- ひとり親世帯の場合、世帯全員を記載した住民票を提出しているか（続柄等を省略していないもの）。※児童扶養手当受給証の写しを提出する場合は省略可

### ⑤本人確認資料について

- 申請者又は保護者のうち、戸籍上の氏名と実際使用している氏名（身分証明書の氏名など）が異なる場合、本人確認資料を提出しているか。
- 申請者（生徒）又は保護者が外国籍の場合は、生徒及び保護者全員の在留カードの写しを提出しているか。

## 7 よくある質問

### Q. 奨学金はいつ入金されますか？

- A. 埼玉県教育委員会から認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。  
認定を受けた後（平成31年6月上旬以降）、埼玉りそな銀行の本支店のいずれかに、事前に電話予約の上、生徒本人と親権者が揃って来店し、窓口で借入（契約）手続きを行います。  
（2ページ参照）
- 埼玉りそな銀行にて、借入（契約）手続き完了後、入金は、早くても平成31年6月24日（月）以降です。

### Q. 奨学金はいくら借りることができますか？

- A. 貸与額（借りることができる金額）は、国公立・私立の別と奨学金の種類別に依り、4ページ下部の表（月額奨学金は①～③、入学一時金は①～②）から申請時に選択します。申請書上で貸与希望額を選択し、記入してください。奨学金の種類及び金額は、後で変更することができませんので、注意してください。

### Q. 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

- A. 貸与期間は、平成31年4月～平成32年3月までの1年間です。
- 来年度以降（平成32年度以降）も引き続き奨学金の貸与を希望する場合には、改めて在学する高等学校等を通じて申請が必要です。その後、埼玉県教育委員会での審査を経て、認定を受けた方は、埼玉りそな銀行で借入（契約）手続きを行います。
- なお、平成31年度埼玉県高等学校等奨学金の認定を受けた方で、平成32年4月以降も引き続き高等学校等に在学している方には、平成32年4月上旬に在学している学校を通じて引き続き奨学金の貸与を希望するかどうかの確認を行う予定です。

### Q. 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

- A. 埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。
- 他の制度の方で併用を禁止している場合がありますので、その制度を取り扱っているところへ制度の併用が可能かどうか確認してください。
- なお、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

### Q. 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

- A. 高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。
- また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

### Q. 奨学金の貸与を辞退したいのですが？

- A. 奨学金の貸与を辞退するときは、「奨学金貸与辞退（申請取下げ）届（様式第4号）」を在学する学校へ提出してください。

埼玉県教育委員会から認定を受けた後に辞退をしたい場合は、「奨学金貸与辞退（申請取下げ）届（様式第4号）」と併せてお渡しする「埼玉県高等学校等奨学金貸与認定証」を在学する学校へ提出してください。

### Q. なぜ生徒本人と親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

- A. 奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法上の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入に必要の手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

### Q. 今後返済が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

- A. 返済は埼玉りそな銀行へ行っただきますので、返済が遅れた場合には、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から御返済依頼の連絡が行われます。

その後、更に一定期間内に返済が行われない場合には、個人情報センターに事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じますので、くれぐれも御注意ください。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、返済日の前までに必ず埼玉県教育委員会（財務課）または、借入（契約）手続を行った埼玉りそな銀行の店舗へ御相談ください。

# 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

（平成31年1月現在）

市町村名		課税証明書等の名称	市町村名		課税証明書等の名称		
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書	な 行	所沢市	市県民税所得課税証明書		
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	課税（非課税）証明書		
	伊奈町	所得・（非）課税証明書		長瀬町	所得課税証明書		
	入間市	市・県民税課税証明書		滑川町	所得・課税証明書		
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書		新座市	市民税・県民税課税証明書		
	小川町	住民税決定証明書		蓮田市	課税証明書		
	桶川市	市県民税課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書		
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書		
か 行	春日部市	市民税・県民税課税（非課税）証明書	ま 行	飯能市	課税証明書		
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書		東秩父村	所得・課税証明書		
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書		
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書		
	川口市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		深谷市	課税（所得）証明書		
	川越市	市民税・県民税課税証明書		富士見市	市民税・県民税課税証明書		
	川島町	町・県民税課税証明書		ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書		
	北本市	市県民税課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書		
	行田市	所得課税証明書		松伏町	所得・課税・扶養証明書		
	久喜市	市民税・県民税所得証明書		三郷市	課税証明書		
	熊谷市	市民税県民税所得・（非）課税証明書		美里町	課税証明書		
	鴻巣市	所得・課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書		
	越谷市	市民税・県民税課税証明書		宮代町	住民税決定証明書		
	さ 行	さいたま市		市民税・県民税所得証明書	や 行	三芳町	住民税課税証明書
		坂戸市		課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	課税証明書
幸手市		住民税決定（課税・非課税）証明書	八潮市	課税・所得証明書			
狭山市		市・県民税課税証明書	横瀬町	住民税決定証明書			
志木市		市県民税課税証明書	吉川市	住民税課税証明書			
白岡市		市県民税課税所得証明書	吉見町	住民税決定証明書			
杉戸町		住民税決定証明書	寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書			
草加市		課税（非課税）証明書	ら 行	嵐山町		住民税決定証明書	
た 行	秩父市	所得課税証明書	わ 行	和光市	住民税決定証明書		
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書		蕨市	市・県民税所得課税証明書		
	ときがわ町	住民税決定証明書					

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、  
証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

**申請書記入例**

奨学金貸与資格認定申請書(新規・在籍)

(あて先)  
埼玉県教育委員会教育長

太字で表記している部分が御記入していただく箇所です。  
記入を誤った場合は、二重線により訂正してください。(訂正印不要)

生徒本人	在籍学校	埼玉県立埼玉高等		
	課程・学年	全日制・定時制・通信制・その他( )	第1学年(年次)	
	フリガナ	サイタマ タロウ	生年月日	2003年4月2日
	氏名	埼玉 太郎	電話番号	048-000-0000
緊急連絡先	住所	〒300-0000 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1		
	フリガナ	サイタマ ハナコ	生徒本人との関係	母
保護者	氏名	埼玉 花子	電話番号	090-0000-0000
	住所	〒300-0000 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1		
	フリガナ	サイタマ イチロウ	生徒本人との関係	父
保護者	氏名	埼玉 一郎	電話番号	080-0000-0000
	住所	〒300-0000 〇〇市〇〇1-1-1		

「緊急連絡先」は、本人以外の成年者の連絡先を記入してください。(保護者と同一でも可)

電話番号も忘れずに記入してください。  
※生徒本人に連絡先が無い場合は、保護者と同一で可

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します

この申請書に記載した個人情報を埼玉県高等学校等奨学金指定する金融機関

在籍する学校区分の中から希望額を選択し、「〇」を付けてください。(入学一時金は、新入生のみが選択可能です。)

「〇」をつけた貸与希望金額の合計を記入してください。

貸与を希望する額	合計(①+②)	国公立	① 月額奨学金(12か月分)	ア 18万円(月額1万5千円) イ 24万円(月額2万円) ウ 30万円(月額2万5千円) エ 希望しない
	34万円	私立	② 入学一時金	ア 5万円 イ 10万円 ウ 希望しない
			① 月額奨学金(12か月分)	ア 24万円(月額2万円) イ 36万円(月額3万円) ウ 48万円(月額4万円) エ 希望しない
			② 入学一時金	ア 10万円 イ 25万円 ウ 希望しない

世帯状況	続柄	氏名	年齢	職業 又は 学校名
	生徒本人	埼玉 太郎	16	埼玉県立埼玉高等学校
	父	埼玉 一郎	45	会社員
	母	埼玉 花子	43	パート
	弟	埼玉 二郎	14	埼玉県立埼玉中学校

申請書の記載内容に、記載漏れ等があった場合には、審査・認定が遅れる場合があります。

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

財務課記入欄





奨学金貸与資格認定申請書(新規・在校生用)

(あて先)

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長

生 徒 本 人	在籍学校	立 学校		
	課程・学年	全日制・定時制・通信制・その他( )		第 学年(年次)
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
	住 所	〒 -		
緊 急 連 絡 先	フリガナ		生徒本人との関係	
	氏 名		電話番号	
	住 所	〒 -		
保 護 者	フリガナ		生徒本人との関係	
	氏 名		電話番号	
	住 所	〒 - 埼玉県		

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します。

この申請書に記載した個人情報を埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関に対して提供することに同意します。

記

申 請 期 間		平成31年 4 月から 平成32年 3 月まで		
貸 与 を 希 望 す る 額	合計 (①+②)  万円	国 公 立	種 類	金 額 (○をつける)
			① 月額奨学金 (12か月分)	ア 18万円 (月額1万5千円)    イ 24万円 (月額2万円) ウ 30万円 (月額2万5千円)    エ 希望しない
	私 立	① 月額奨学金 (12か月分)	ア 24万円 (月額2万円)    イ 36万円 (月額3万円) ウ 48万円 (月額4万円)    エ 希望しない	
		② 入学一時金	ア 10万円    イ 25万円    ウ 希望しない	
世 帯 状 況	続柄	氏 名	年齢	職業 又は 学校名
	生徒本人			

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

※ 財務課記入欄



様式第4号

奨学金貸与辞退(申請取り下げ)届

年 月 日

(あて先)

埼玉県教育委員会教育長

本 人	学 校 名	立	学校	課程 第	学年 (年次)
	フリガナ			奨学生番号	第 号
	氏 名			生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	〒			
	フリガナ			電 話 番 号	
	氏 名				
住 所	〒				

下記の理由により、奨学金の貸与を辞退(申請を取り下げ)したいので届け出ます。

記

辞退する期間	月額奨学金 年 月から 年 月まで 入学一時金
理 由	